

第3回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和元年11月12日(火) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所203会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表 加藤 尚徳 委員 浦谷 和哉 委員
伊藤 恵美子 委員 須崎 よしえ 委員

(2) 保険医又は保険薬剤師代表

高橋 康子 委員 荒井 博義 委員
内藤 文明 委員 赤羽根 久至 委員
鈴木 玉枝 委員

(3) 公益代表

高橋 芳市 委員 磯辺 香代 委員
吉永 希代子 委員 井上 永子 委員
金清 隆純 委員

(4) 被用者保険等保険者代表

坂入 宏一 委員 遠藤 正三郎 委員

(以上16名)

4. 欠席委員

被保険者代表 稲見 郁夫 委員

被用者保険等保険者代表 梁木 達夫 委員

(以上 2名)

5. 出席職員

市民生活部長 山中 利明 市民課長 木村 一枝

市民課主幹 中里 智徳 市民課副主幹 上野 早苗

税務課長 倉井 和行 税務課主幹 飯野 信幸

税務課主幹 宇賀持 はる美 税務課主事 横島 隆玄

市民課主事 秋元 悠里

(以上 9名)

6. 議事録署名委員

公益代表 金清 隆純 委員

被用者保険等保険者代表 坂入 宏一 委員

(以上 2名)

議 題

- (1) 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について (資料1)
- (2) 【検討課題】 下野市国民健康保険税の見直しについて (資料2)

<開会 午後1時30分>

【事務局】皆様こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年度第3回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日は被保険者代表の稲見郁夫委員、被用者保険等保険者代表の梁木達夫委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を磯辺会長をお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、第3回国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。さっそく議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行いたしますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席人数は定数18名のところ16名で、下野市国民健康保険規則第11条の規定による会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名委員に公益代表の金清委員と被用者保険等保険者代表の坂入委員を指名したいと思いますのご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、本日の会議の署名委員には公益代表の金清委員と被用者保険等保険者代表の坂入委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに議題(1)令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、議題(1)令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入・歳出をそれぞれ8,671千円増額し、予算総額を5,573,536千円にするものでございます。内容につきましては、令和元年度の保険基盤安定負担金の確定に伴う補正となっております。それではまず歳入についてご説明いたします。7款 繰入金1項1目 一般会計繰入金1節 保険基盤安定繰入金につきましては、8,671千円の増額補正で補正後の額は267,407千円となっております。こちらは毎年国及び県から交付さ

れる保険基盤安定負担金の金額が確定したことによる繰入金の増となっております。
次に歳出についてご説明いたします。資料1の裏面をご覧ください。5款 積立金1項1
目 基金積立金25節 積立金につきましては、8,000千円の増額補正をしており、補正後
の額は50,169千円となり、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の増により積立金の
増額をするものであります。最後に8款1項1目29節の予備費につきましては歳入歳
出の端数の調整を行うために671千円の増額補正をするものです。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたら
お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議案のとおり承認してよろしいかお諮り
いたします。これを承認することにご異議ございませんか。

－異議なし－

ありがとうございました。異議なしと認め、議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については承認されました。続きまして議題（2）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて事務局の説明を求めます。

【事務局】議題（2）に移る前に、只今ご承認いただきました議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、12月議会に上程するものになりますので、それまでは他の方の目に触れないように保管していただくようお願いいたします。

では議題（2）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについてご説明いたします。前回の会議におきまして、税率の試算の案を事務局からご提示させていただくことをお伝えしましたが、今回、資料2の①②が事務局で提示させていただく試算案となります。また資料2の説明としまして、A4の資料「国民健康保険税率の試算について」を配布させていただきます。

まず試算の内容についてですが、令和2年度と令和3年度の国民健康保険税率につきましては、事務局において試算を行ったところ、税率を変更せずとも、現在ある財政調整基金を活用することによって国保会計が維持できると判断いたしました。これは国民健康保険税や県からの交付金などの収入と、保険給付費や国民健康保険事業費納付金等の支出、財政調整基金の残額について、平成30年度と令和元年度の状況をもとに令和2年度と令和3年度について推計を行ったことによるものであります。また試算をするにあたりましては現在ある財政調整基金を活用することで被保険者の方、特に現役世代でも非正規雇用等である方や、老齢基礎年金のみを受給して生活されているような、低所得になりがちな高齢者の方の負担増を招かないことを事務局として勘案したところで

す。また、現在の財政調整基金の残高から、税率を上げることは被保険者の方の理解を得られにくいのではないかとということも考えました。しかし令和3年度からは基金を取り崩していく状況であるということが、今回の推計では出ておりますので、税率を下げることは、令和4年度以降の税率の見直しの際には増額の幅が大きくなってしまいますので、かえって被保険者の負担が重くなってしまわないかとということも考慮しています。ただ、賦課限度額につきましては、前回平成29年度の税率見直しの際に「国の法定限度額の状況を注視するとともに、被保険者の負担を考慮し、毎年度検討する」と答申をいただいておりますので、今回の試算につきましては、賦課限度額を増額した場合の試算案①と、賦課限度額を増額しない場合の試算案②を作成いたしました。

次に、資料を確認いただくポイントとしまして何点か上げさせていただきます。1つ目に、試算案①と試算案②については、どちらも賦課方式と税率等は現状のままとなっております。下野市では国保税を所得割・平等割・均等割の3方式で課税しておりますが、このいずれについても賦課方式は変更しない形となっております。また賦課方式についてでございますが、県の広域化の際に、3方式が望ましいとされているところもあります。

2つ目としましては、試算案の違いについてでございますが、試算案①は先ほど申し上げましたように賦課限度額を増額、試算案②は賦課限度額を今年度のまま増額しない場合となっております。なお①における賦課限度額につきましては県のガイドラインや指導監査において施行された年度から、法定限度額を用いるように言われているところではありますが、下野市においては地方税法の改正後に1年遅れで改正してきている状況でございます。令和2年度については平成31年3月の地方税法改正に基づきまして医療分の賦課限度額を58万円から61万円に、令和3年度については今までの改正額が3万円程度できていることから、改正額を3万円増の64万円として試算しております。

3つ目としましては、資料2の①-1と②-1をご覧くださいますと「④国民健康保険税（収入済み額）の推移」の緑色の欄と「⑥財政調整基金（年度末現在額）の推移」の紫色の欄がございますが、こちらは税金に対して基金がどのように推移するかをご確認いただけるかと思えます。試算案の①と②を比較いただきますと、賦課限度額を現行のまま維持とした②の方が税金は少なくなりまして、基金繰入額は取り崩しが多くなることが見て取れるかと思えます。

4つ目としましては、同じく資料2の①-4と②-4では、令和2年度と令和3年度における歳入と歳出の全体的な状況と年度毎の差引額をご覧くださいます。①も②も、令和2年度においてはなんとか基金の取り崩しをせずとも事業運営ができるのではないかと見込んでおります。ただし令和3年度につきましては、前年度からの繰越金が減少

するために、どちらの案であったとしても基金の取り崩しが必要になってくるということとで推計をいたしております。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきまして、分かりにくいところもあると思いますので、遠慮なくご質問ください。2種類の資料は税率改正についてはなく、国が決めてくる賦課限度額というものですが、採用するかしないかについて、この協議会で諮るということになっていきますから、それについてお聞きしたいということです。国は今まで毎年限度額を上げてきています。限度額というのはご理解いただいていると思いますが、所得の多い方はすごく大きい税金になってしまうので、ある程度で切っていくということです。もし限度額がなければ、1億円以上収入が増えます。

【金清委員】ちょっと知識がないので教えていただきたいのですが、限度額については国から指示や指導があり、毎年3万円ほど上げるよう示されているのでしょうか。

【事務局】限度額についてですが、今年度は医療分について3万円上げさせていただきました。年度により上がる金額が違いましたし、介護分も1万円だけ上がる時もありました。医療分については国の方でいろいろな数値をもとに、最近はずっと上げています。今年度もつい最近ですが、報道資料を見ますと来年度に向けては医療分を2万円、介護分を1万円という形で、まだグループワークで検討されているところであります。もし税率改正に合わせて限度額を上げる場合には、国の地方税法の改正額にあわせて金額を上げているという形になります。「国で3万円上げたけど下野市は2万円しか上げない」ということではなく、地方税法で改正した額を、1年遅れですが下野市でも上げています。

限度額を上げないことにより税収が足りず、一般会計からお金を繰り入れることは、国民健康保険の加入者以外の方からもご負担いただくことになってしまいますので、国民健康保険特別会計の中だけでやりくりできるようにするのが基本的な考え方かと思えます。国や県のガイドラインや指導監査においても示されていますので、支出に見合った収入を得る、不足であれば税収を上げるようにという考え方かと思えます。

【磯辺会長】国としては地方税法を改正しますので、そこで方針を示しているということですね。それに従って、その年に税率を上げてしまう自治体もありますが、下野市は一年遅れで上げています。

【加藤委員】令和元年の医療分の限度額58万円はいつ決まったのでしょうか。

【事務局】平成30年の3月に国会で通りまして、下野市では1年遅れで適用させておりますので、31年度に58万円になりました。

【磯辺会長】このところ国は毎年限度額を上げてきています。この協議会でも毎年お諮りしてきたと思います。今回は税率については触らなくても大丈夫だろうという予測を立てていただきましたが、毎年お諮りしているように限度額を上げていいかどうか考

えていただければと思います。お諮りすることが答申の中に書かれているのでお聞きいたします。国の考え方に沿ってこれからも上げていくか、その都度上げるか否か決めるのかということをお答申に載せていかなければならないので、いかがでしょうか。下野市では3月末に国が地方税法の改正をしましたら、次の年の春から限度額を上げるという形で進めてまいりましたが、そのようなやり方で2年に1回諮問させていただくということでもよろしいでしょうか。国の方針に従って、私たちも限度額を上げさせていただいてよろしいでしょうか。県の方からも指導があるということです。それでは下野市国民健康保険税の見直しにつきまして、試算案①と試算案②のどちらを採用するか、委員の皆様のご採決を、挙手により多数決でお諮りしたいと思います。試算案①は国の方針に従って限度額を上げるというもの、試算案②は限度額を維持するという考え方です。試算案①を採用とされる委員は挙手いただきたいと思います。

＜委員による挙手＞（13名）

試算案②を採用される委員は挙手いただきたいと思います。

＜委員による挙手＞（2名）

ありがとうございます。それでは多数決で決めさせていただきます。議題（2）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しにつきまして、挙手が多数でありました試算案①を採用することで採決されました。今採用されました試算案をもとに、次回答申の案が提示されることとなりますので、よろしく願いいたします。限度額についてはどういう表記にいたしますか。

【事務局】試算案①をご採用いただいたということで、今後事務局において答申案を作成させていただくことになるのですが、試算案①ですと限度額を令和2、3年度のどちらも上げる形とはなっておりますが、現在のように毎年ご審議いただいて上げるかどうかをお答申の中に書かなければなりません。令和2年度につきましては今採決いただきましたので、令和2年度については限度額を上げる形でいきたいと思いますが、令和3年度の限度額を上げるかどうかについては、来年度の運営協議会でまた改めてご審議いただくか、今回の答申の中で3年度まで含めて上げてしまうか確認させていただければと思います。

【磯辺会長】ご理解いただけましたでしょうか。国の地方税法の改正があったら、1年後に、それに従って上げることを繰り返してきましたが、今後改正があったら改正に従って限度額を上げると決めてしまうか、運営協議会で一度諮って限度額を決めるようにするか、お答申にはどちらを書かせていただくかお聞きいたします。

【金清委員】諮らないで決めるとなったときに、自動的に次の予算は決まるということ

なのか、それともやはりもう一度運営協議会で議論するということがあるのでしょうか。あるのであれば、議論したとしても結論が決まっているのではと思うのですが。

【事務局】もし今回の答申の中で、令和3年度についても国の改正があればそれに従って一年遅れで上げるとなれば、来年度の協議会でお話しするとすれば答申に従って上げますというご報告だけになると思います。逆に令和3年度の限度額についても上げるか否かは改めてご審議いただくとすれば、今回と同じように賦課限度額を上げた場合と上げない場合の財政状況等がどう違うかお示ししながらご協議いただくことになります。どちらがよろしいか皆さんの考えをお伺いできればと思います。

【磯辺会長】いかかでしょうか。今回の答申は令和2年度と3年度について考えればよいですね。今回見ていただいた資料では令和2年度分をご許可いただいたわけですが、3年度分も、国の方では上げる金額が決まっています分かっていて分かっているわけです。

【事務局】令和2年度は決まっています。

【浦谷委員】賦課限度額は保険税率に影響を受けているのでしょうか。保険税率が高くなってその分税収が増えれば、賦課限度額はそのままでいいというように、影響し合っているものなのでしょうか。

【事務局】被保険者の方の所得に対して税額を算出したときに、例えば所得が多く、所得割について200万、300万になってしまう方でも、賦課限度額の58万円以上は払わずに止まることになります。ですので、限度額の影響を受ける方というのは、所得がたくさんある方になります。自営業されていたり、不動産の収入があったりする方は影響を受けるのかなと思いますが、一般的な収入の方であれば影響がないということになります。

【磯辺会長】他に何かございますか。

【荒井委員】推計値というのは、毎年大体当たっているのですか。

【事務局】事務局でもある程度何年かの傾向を見て推計値を出させていただいているのですが、一番推計が難しいのが⑧事業費納付金で、こちらは県が全て計算し、市町村に対して納めてくださいと言ってくるものになるのですが、この推計が県からまだ出ておりませんので、事務局で推計をしている状況です。事業費納付金の収支の状況につきましては、何年度かの傾向を見て出させていただいていますので、実際の収支と大きく外れていることはないかなと思います。

【荒井委員】令和3年度のことを決めようというわけなのですが、推計が大体正しいということであれば、今決めてもよろしいのではないかと思いますけれども、被保険者数の前年比が3年連続でマイナス2%というところが少し大雑把ではないのかなと思いました。そういった意味で3年度の方を決めても大丈夫なのか、ちょっと自信がないなという感じがありました。

【磯辺会長】賦課限度額が上がった場合と上がらない場合の国民健康保険税の収入はどのくらい違うのですか。

【事務局】資料2の青枠で囲んだ④国民健康保険税（収入済み額）を比較していただくと、令和3年度は1千万円ほど、令和2年度は500万円ほど、収入が違うということ

で推計させていただいております。

【磯辺会長】ありがとうございます。さて、答申にどう書けばいいかということをご相談しているのですが、今までは国が地方税法を改正した後、協議会で一度協議して条例改正を行っていましたが、今まで通りにいたしますか。ここで協議するとなると上げないという選択肢も出てくるわけですね。

【高橋委員（公益代表）】結局基金がなくなれば上げていくしかないですよ。

【事務局】基金が枯渇してしまいますと、国保運営に差し障りがありますので、例えば急に感染症が流行して一時的に医療費が増えてしまうといった状況に対応できるようにある程度の基金は持つておかなければなりません。また高橋委員のおっしゃる通り、基金がなくなり、税収で賄うことができなければ、一般会計からお金を繰り入れるしかないという状況になってしまいます。将来的に基金を全部崩してしまうという状況はよろしくないと思っておりますので、現在の基金は余裕があるところではございますが、事務局としても基金を少しずつ使いながら状況を見て、これ以上だと基金がなくなると推計される場合には、国保税率や所得割、平等割の金額を上げさせていただき、財政を維持し、それで基金が積みあがっていけば、一時上げるのを止める、という形で事業運営できればと考えております。

【磯辺会長】限度額については答申案を作ってくださいことにはなりますが、令和3年度についても令和2年度と同じ扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。限度額を上げないという選択をしますと、保険税収が減っていきます。令和3年の限度額についても、国の地方税法の改正があれば、それに従って、一年遅れで上げると答申に盛り込むことで、令和2年度の運営協議会における協議を省略し、年度のもっと早い段階で条例改正に移ることができます。今までは年度末の3月議会で条例を改正していただきましたので、広報がないまま、限度額が上がった納税通知をもらう被保険者から「予告がなかった」との苦情をいただいていた。令和2年度と同じく令和3年度も国の方針に従うということにあらかじめ決めてはどうでしょうか。

【荒井委員】令和3年度のこういう状況が免れないということであれば、ここで協議しなくてもいいのではないかなと思います。

【磯辺会長】それでは、令和3年度までということなので、4年度については次に諮問される方々に、またやはり協議したほうが良いということであれば協議していただき、国の方針に従うということでもよろしいですか。ご異議ございませんか。そのような形で答申案を作っていただきますので、もしそこで何か疑問がございましたら言っていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは最後に4. その他ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】それでは事務局よりご連絡させていただきます。例年運営協議会の委員さんの研修がありまして、ご参加を募ったところ10名くらいの方から参加のご連絡をいただいていたところでしたが、台風19号の影響がございまして、残念ながら今年度は中止となりました。来年度にまたご参加いただければと思います。

それから、10月27日（日）に産業祭に参加させていただきましたので、担当から

ご報告させていただきたいと思います。

【事務局】南河内球場にて午前10時から午後2時まで開催され、市民課でも健康増進課と同じブースで配布物の配布と血流測定を行いました。

配布したものが、特定健診の受診勧奨のマスク、医療機関の適正受診を呼びかけるウエットティッシュ、健康づくりのファイル、マイナンバーカードの取得促進のチラシになります。マイナンバーカードにつきましては、市民課でマイナンバーの取得促進を行っているグループがございまして、令和3年3月頃から健康保険証の資格確認でも利用できるようになるため、マイナンバーカード取得の呼びかけも一緒に行いました。これらのものを健康増進課の方で作っている歯の健康エコバックと一緒にに入れて、合計300セットを用意しましたが、午前中には全てなくなりました。

また血管年齢測定につきましては、昨年も実施しましたが、右手の指先を当てて血管年齢を測る機械が国保連合会にありますので、そちらからお借りしまして測定を行いました。こちらも盛況で開場前から多くの方に並んでいただき、合計で113人の方に来ていただきました。実年齢のマイナス10歳からプラス10歳の方が一番多いので、だいたい年相応の人が多いのかなという結果になりました。

このような形で市民課では行わせていただきました。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございますか。

【事務局】次回の運営協議会につきましてご連絡させていただきます。今回は答申案の内容についてご協議いただくために、臨時的に1月の開催を予定しております。議題につきましては答申内容についてのみとなるため、会議時間が短くなってしまいますが、お忙しいところ申し訳ございませんがご出席につきましてよろしくお願いいたします。第5回の運営協議会は通常通り2月に開催を予定しております。こちらにつきましては例年と同じく新年度の予算や事業について議題として上げさせていただき予定でございます。次回の運営協議会につきましては日程が決まり次第ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

【磯辺会長】他にございますか。それでは、本日予定していた議事は全て終了しました。以上をもちまして協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、第3回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

<閉会 午後2時25分>